令和５年度　中央区特定事業主行動計画の実施状況報告

１　概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第６項に基づき、本区における特定事業主行動計画の実施状況について報告します。

２　実施状況

（１）　休暇制度等の周知と職員、職場の意識改革

- 子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知（平成22年度～）
- 男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知（平成28年度～）
- 育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）

（２）　超過勤務の縮減

- 週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更の活用の周知(平成27年度～)
- 勤務時間の臨時変更の活用の周知(平成27年度～)
- 勤怠管理システム導入による超過勤務の事前申請及び承認の実施(平成30年度～)
- 超勤代休時間制度の導入(平成30年度～)

（３）　年次有給休暇の取得促進

- 「年休取得目標制」の継続実施(平成22年度～)
- 計画的な取得を促す四半期毎の「年次有給休暇計画表」の利用推進の周知(平成22年度～)
- 全庁的な会議を通じて所属ごとの休暇取得状況の周知（平成22年度～）
- 「リフレッシュデー」、「プラスワン休暇」活用の周知(平成27年度～)
- 「プレミアムフライデー」活用の周知(平成28年度～)
- 年次有給休暇の積極的な取得を働きかける「働き方・休み方通信」の発行(平成29年度)

【取得実績】

令和４年度平均取得日数　　14.7日

（４）　子育て支援に関する休暇の取得促進

・　子育てに関する休暇制度等のリーフレット作成による周知（平成22年度～）再掲載

・　子の看護の休暇の対象となる子の年齢を9歳まで拡大（平成26年1月～）

（５）　育児休業等の取得促進

・　男性職員の育児休業の取得促進のためのリーフレット作成による周知（平成28年度～）再掲載

・　育児休業を取得した男性職員の経験談等を掲載した「働き方・休み方通信」の発行（平成29年度）再掲載

【取得実績】

令和4年度

	女性	男性	合計
育児休業（※1）	86 名	11 名	97 名
育児短時間勤務	0 名	0 名	0 名
部分休業（※1）	37 名	4 名	41 名
育児時間（※1）	15 名	0 名	15 名
子の看護のための休暇	90 名	93 名	183 名
出産支援休暇（※2）	－ 名	14 名	14 名
育児参加休暇（※2）	－ 名	16 名	16 名

※1　育児休業、部分休業及び育児時間は、前年度から引き続き取得している職員を含む。

※2　出産支援休暇及び育児参加休暇は、男性職員のみ取得可能。

（６）　女性職員の活躍推進

・　研修における女性管理職、係長をロールモデルとした意見交換会の実施

・　女性活躍推進に向けた講演会の実施

【女性管理職等の割合】

令和５年度の状況（４月１日時点）

部長級：11.8％　課長級：18.2％　係長級:41.4％

（７）　その他の取組

・　育児・介護のための早出遅出勤務制度の導入（平成29年度～）

【参加実績】

令和４年度　　女性11名、男性11名